**給与改定勧告及び実施状況の概要（令和元年度～令和５年度）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勧　　　告 | | 国　会　の　決　定 | |
| 改定の内容 | | 内　容 | 実　施　時　期 |
| 令  和  元  年  度 | 元.8.7 勧告  民間給与との較差に基づく給与改定等  １　給与法の改正  改定率　0.09％  (1)　俸給表  ①　行政職俸給表(一)  民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1％）  ②　その他の俸給表  行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）  (2)　住居手当  ・公務員宿舎使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）  ・手当額が2,000円を超える減額となる職員については、１年間、所要の経過措置  (3)　期末・勤勉手当  ・令和元年12月期の勤勉手当を0.975月分（特定管理職員は1.175月分、指定職職員は1.025月分）に  ・令和２年度以降、６月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.95月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.15月分、指定職職員についてはそれぞれ1.0月分）に  　２　任期付研究員法の改正  　　　俸給表及び期末手当の引上げ  ３　任期付職員法の改正  俸給表及び期末手当の引上げ | 勧告どおり | 31.4.1  　　2.4.1  　　元.11.22  　　2.4.1  　　31.4.1  (期末手当は元.11.22と  2.4.1） |
| 令  和  ２  年  度 | 2.10.7 勧告  民間給与との較差に基づく給与改定  １　給与法の改正  期末・勤勉手当  ・令和２年12月期の期末手当を1.25月分（特定管理職員は1.05月分、指定職職員は0.65月分）に  ・令和３年度以降、６月期及び12月期の期末手当をそれぞれ1.275月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.075月分、指定職職員についてはそれぞれ0.675月分）に  ２　任期付研究員法の改正  　　　期末手当の引下げ  ３　任期付職員法の改正  　　　期末手当の引下げ  2.10.28 報告  民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定に関する勧告は行わず報告のみ | 勧告どおり | 2.11.30  　　3.4.1  　　2.11.30  (３年度以降の期末手当は3.4.1)  ) |
| 令  和  ３  年  度 | 3.8.10 勧告  民間給与との較差に基づく給与改定  １　給与法の改正  期末・勤勉手当  ・令和３年12月期の期末手当を1.125月分（特定管理職員は0.925月分、指定職職員は0.575月分）に  ・令和４年度以降、６月期及び12月期の期末手当をそれぞれ1.2月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.0月分、指定職職員についてはそれぞれ0.625月分）に  ２　任期付研究員法の改正  　　　期末手当の引下げ  ３　任期付職員法の改正  期末手当の引下げ | 勧告どおり  (３年度の期末手当引下げ相当額は４年６月期の期末手当で減額調整） | 4.4.13 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 勧　　　告 | | 国　会　の　決　定 | |
| 改定の内容 | | 内　容 | 実　施　時　期 |
| 令  和  ４  年  度 | 4.8.8 勧告  民間給与との較差に基づく給与改定  １　給与法の改正  　　　改定率　0.23％  (1)　俸給表  ①　行政職俸給表(一)  民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定（平均改定率0.3％）  ②　その他の俸給表  行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）  (2)　期末・勤勉手当  ・令和４年12月期の勤勉手当を1.05月分（特定管理職員は1.25月分、指定職職員は1.05月分）に  ・令和５年度以降、６月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ1.0月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.2月分、指定職職員についてはそれぞれ1.025月分）に  　２　任期付研究員法の改正  　　　俸給表及び期末手当の引上げ  ３　任期付職員法の改正  俸給表及び期末手当の引上げ | 勧告どおり | 4.4.1  　　4.11.18  　　5.4.1  　　4.4.1  (期末手当は4.11.18と  5.4.1） |
| 令  和  ５  年  度 | 5.8.7 勧告  民間給与との較差に基づく給与改定  １　給与法の改正  　　　改定率　0.96％  (1)　俸給表  ①　行政職俸給表(一)  民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を11,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を12,000円引上げ。これを踏まえ、若年層に重点を置き、そこから改定率を逓減させる形で引上げ改定（平均改定率1.1％）  定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定  ②　その他の俸給表  行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率（0.3％）と同程度の引上げ改定  (2)　期末・勤勉手当  ・令和５年12月期の期末手当を1.25月分（特定管理職員は1.05月分、指定職職員は0.675月分）に、令和５年12月期の勤勉手当を1.05月分（特定管理職員は1.25月分、指定職職員は1.075月分）に  ・令和６年度以降、６月期及び12月期の期末手当をそれぞれ1.225月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.025月分、指定職職員についてはそれぞれ0.65月分）に、６月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ1.025月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.225月分、指定職職員についてはそれぞれ1.05月分）に  (3)　初任給調整手当  医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定  (4)　委員、顧問、参与等の手当  指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ（34,200円→34,300円）  　２　在宅勤務等手当の新設  在宅勤務等を中心とした働き方をする職員について、在宅勤務等に伴う光熱・水道費の費用負担等が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当（月額3,000円）を新設  　３　任期付研究員法の改正  　　　俸給表及び期末手当の引上げ  ４　任期付職員法の改正  俸給表及び期末手当の引上げ | 勧告どおり | 5.4.1  　5.11.24  　　6.4.1  　　5.4.1  　　6.4.1  　　5.4.1  (期末手当は5.11.24と  6.4.1） |